

事 務 連 絡
令和3年10月22日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

衆議院比例代表選出議員の選挙における投票の効力について

第49回衆議院議員総選挙における比例代表選出議員の選挙に係る投票の効力の判定に当たり注意を要すると思われる事項について、別紙のとおり参考資料をとりまとめましたので、事務上の参考のため連絡します。

もとより、投票の記載はあくまでも衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を正確に記載して行うべきものであり、その旨、選挙人に対し十分に周知していただくとともに、市区町村の選挙管理委員会に対しても周知徹底をお願いします。

別紙は、あくまでも開票管理者において投票の効力の具体的判断をするに当たっての参考資料にとどまるものであるため、この内容が安易に取り扱われ、疑問票の増加をきたすことのないように適切な御配慮をお願いします。

第一 投票の効力の判定に当たり注意を要すると思われる事項

- 1 投票の効力の判断は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて決定すべきものであり、また、筆勢等個々の投票の記載に基づいて判断すべきものであって画一的に判断してはならないものであること。
- 2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票の効力の決定については、公職選挙法第68条第2項の規定に反しない限り、投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないものであること（公職選挙法第67条）。
- 3 衆議院比例代表選出議員の選挙は、11の選挙区において行われ、各選挙区ごとに名簿届出政党等が異なっているので、その投票の効力の判定については、選挙区ごとに異なるものがあり得るものであること。
- 4 今回の衆議院比例代表選出議員の選挙においては、同一の略称の名簿届出政党等があるので、按分に関する公職選挙法第68条の2第2項及び第4項の規定が適用されるものであり、当該略称のみを記載した投票は有効とされ、当該有効投票は、開票区ごとに、当該名簿届出政党等のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものであること。

第二 有効投票及び無効投票と解されるものの若干の例

- 1 名簿届出政党等の名称又は略称の一部を記載したものと認められる投票で、
 - (1) 社会的に当該名簿届出政党等の呼称として広く認識されているもの
 - (2) 当該名簿届出政党等の名称又は略称の主要部分又は特徴的な部分が記載されており、他の名簿届出政党等と識別が可能なものについては有効投票と解されるが、その若干の例を示せば次のとおりである。

名簿届出政党等		有効投票例
名称	略称	
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	NHK党	N裁
公明党	公明	公
国民民主党	民主党	国、国民
支持政党なし	支持なし	支なし
社会民主党	社民党	社、社民
自由民主党	自民党	自、自民
新党やまと	やまと	新や
政権交代によるコロナ 対策強化新党	新党	コロナ新
日本維新の会	維新	維、維新の会
日本第一党	日本一	第一
日本共産党	共産党	共、共産
立憲民主党	民主党	立、立憲、立民
れいわ新選組	れいわ	れ新

上記有効投票例について、平仮名、片仮名で記載されたものも原則として有効と解される。

- 2 名簿届出政党等の名称又は略称のほかに、当該名簿届出政党等の代表者以外の者の氏名を記載した投票は、無効投票と解される。